

担当 G 長	担当 T 長	担当者
決裁 JICA (GE) 第 8-24002 号 (2007 年 8 月 24 日)		

事業事前評価表 (技術協力プロジェクト)

作成日: 平成 19 年 8 月 21 日

担当部: 地球環境部

<p>1. 案件名</p> <p>(和文名称) ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム (フェーズ 2)</p> <p>(英文名称) Bornean Biodiversity and Ecosystems Conservation (BBEC) II</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>本ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム (フェーズ 2) (以下、「本プロジェクト」という¹⁾) は、フェーズ 1 の実施によって達成された各分野における生物多様性・生態系保全活動の成果を基に、サバ州における行政制度としての生物多様性・生態系保全体制の確立と強化を行うことを目的とする。具体的には、サバ州生物多様性条例²⁾で定められた「サバ州生物多様性評議会³⁾とサバ州生物多様性センター⁴⁾」の下でサバ州における生物多様性保全戦略の策定を行うなどの活動を通じて、サバ州生物多様性評議会／センターの体制確立と機能化を図る。また、そのサバ州生物多様性評議会／センターの枠組みの下で、フェーズ 1 で行われた個々の生物多様性・生態系保全活動を維持・発展させるとともに、サバ州の生物多様性・生態系保全に関する情報発信と、関係者の能力開発のための研修実施能力を強化する。</p> <p>(2) 協力期間</p> <p>2007 年 9 月～2012 年 9 月 (5 年間)</p> <p>(3) 協力総額 (日本側)</p> <p>約 4.8 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>サバ州生物多様性評議会／センターを含むサバ州政府機関 (天然資源庁、公園局、野生生物局、科学技術室、森林局、土地調査局等)、マレーシア国立サバ大学等</p> <p>(5) 国内協力機関</p> <p>環境省</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模等</p> <p>サバ州生物多様性評議会／センターを含むサバ州政府機関、マレーシア国立サバ大学等の関係機関職員 (約 140 人) 及び研修受講者</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>(1) 現状及び問題点</p> <p>マレーシア国サバ州には、東南アジア最高峰のキナバル山やアジアゾウの生息する低地熱帯</p>

林、汽水域のマングローブ林など、世界的に多様な生態系と生物相が見られる。しかしながら、ボルネオ島の熱帯林は、伐採やプランテーション開発により急速に減少しており、加えて保護区の面積率が低いことから、近年、森林の減少とともに、絶滅危惧種が多くなっている。このため、サバ州における生物多様性や生態系保全活動の体制・手法整備と人材育成に対する技術協力が要請され、JICAは、2002年2月から2007年1月まで、技術協力プロジェクト「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」(フェーズ1)を実施した。同プロジェクトでは、主に熱帯雨林やマングローブ林を中心とする陸域生態系に注目し、サバ州における生物多様性の保全を目的とし、「自然保全のための包括的なアプローチ」をプロジェクト目標として実施した。具体的には、上述の包括的なアプローチを達成するために、プロジェクトを4つのコンポーネント(研究・教育、公園管理、野生生物生息域管理、及び環境啓発)から構成するとともに、プロジェクト全体に共通するものとして、「包括的な自然保全のために諸政府機関のモニタリング体制が強化される」、「包括的な自然保全のために関連機関の能力が統合される」及び「プロジェクトの計画、進捗、成果が公開される」ための活動を行い、各コンポーネントの活動において以下の成果を得ている。

1) 研究・教育コンポーネント(実施機関:サバ大学)

- ・クロッカー山脈国立公園内に永久調査区を設け、科学的情報を保護区から収集する体制を構築
- ・これまで調査がほとんど行われていなかった地域において生物分類学及び保全生物学の基礎となる生物調査(遠征調査)を行い、3万5千点に及ぶ動植物標本を収集
- ・上記標本をデータベース化し、管理するシステムを構築
- ・生物学的調査・研究手法に関するセミナーの開催や出版物等により、基礎的技術力強化
- ・上述の活動によってサバ大学熱帯生物学・保全研究所が本格稼働し研究機能が強化され、外国研究機関と協働研究を行う基盤が整備

2) 公園管理コンポーネント(実施機関:公園局)

- ・プロジェクトサイトであったクロッカー山脈公園管理計画を策定
- ・サバ大学と公園局が協働で設置したクロッカー山脈国立公園内の永久調査区において、合同で調査を実施する体制を構築
- ・国立公園内に居住する住民の権利を認め、コミュニティ・ユース・ゾーン(CUZ)⁵を設置し、住民参加型の公園管理の基礎を構築

3) 野生生物生息域管理コンポーネント(実施機関:野生生物局)

- ・分断された保護区を繋ぐため、セガマ河流域保護区を新たに承認・設置
- ・参加型保護区管理の一環として、不法伐採を的確に取り締まることを目的として、地元住民に一定の逮捕権等を授与し保全活動を展開する「名誉野生生物保護官」の制度を確立
- ・参加型保護区管理の一環として、セガマ河流域のダガット村に住民参加のエコツーリズムを導入

4) 環境啓発コンポーネント (実施機関：科学技術室)

- ・サバ州の人々の意識改革に資するため、環境教育の鍵を握ると考えられる学校教諭やジャーナリスト、NGO 等に対して普及・啓発活動を行うという環境教育のモデルを構築
- ・サバ州環境教育政策が起草され、サバ州官房長に提出 (現在、承認手続きが進んでいる)
- ・生物多様性保全に関する活動が、新聞やラジオ、TV 等で頻繁に紹介され、大きな反響を得るなど、報道数が増加

一方で、2006年9月に実施したフェーズ1終了時評価調査団によって、プロジェクトに対しては、以下の点が提言として指摘された。

- ・プロジェクト終了までに、サバ州政府が生物多様性・生態系の保全を行っていくために必要な体制案を取りまとめ、州政府に対して、提案書として提出すべきである。
- ・プロジェクト終了後は、フェーズ1の関係各機関及び責任者が活動を行い、早期にその体制を確立するよう努力するとともに、その体制構築後はそれを維持すべきである。

また、同じく終了時評価調査団により、以下の点が評価結果として導き出された。

- ・サバ州の生物多様性・生態系の保全を図る、フェーズ1で実施した保護区面積拡大と保護区管理能力の強化を引き続き行っていく必要がある。
- ・野生生物生息域として重要なサバ州東部の河川沿いの地域においては、保護区を中心に流域全体の包括管理を行うことは有効であり、現在、マレーシア連邦政府及びサバ州政府が目指している流域内の重要地域をラムサール条約へ登録する方向性も妥当である。

この終了時評価を受け、前者の提言に対しては、プロジェクト及びサバ州関係機関で検討が行われ、「2000年に制定されたサバ州生物多様性条例に定められた『サバ州生物多様性評議会とサバ州生物多様性センター』が中心となってサバ州全体の生物多様性保全を行っていくべきである」という提案書がサバ州政府官房長に対して提出された。この提案書に対しては、2006年12月に行われたプロジェクト主催の国際会議において、サバ州政府官房長より、提案書の内容を受諾し、サバ州生物多様性評議委員の任命を早急に行うとともに、サバ州生物多様性センターを機能化させることが正式に表明された。その後、生物多様性評議委員が正式に任命され、生物多様性センター設立準備室が設置されるとともに、後者の評価結果も踏まえた協力が、日本政府に対して要請されている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

以下のとおり、本プロジェクトは、マレーシア国政府の政策に合致するものであり、対象とするサバ州の生物多様性及び生態系保全のために重要なプロジェクトとして位置付けられる。

1) マレーシアは1994年に、生物多様性保全条約⁶を批准するとともに、2020年までにマレーシアを生物多様性保全、研究、持続的利用分野における世界的なセンターとすることを掲げた生物多様性保全国策(1998年)を策定しており、この政策における15の戦略では、科学的基礎知識の向上、生物多様性の持続的利用の強化、生物多様性管理のための制度的枠組みの強化、関係者の能力の向上など、本プロジェクトが取り組む項目が謳われている。

2) また、マレーシアの国家計画である第9次マレーシア計画では、2020年までに先進国入りし、経済の高付加価値化を目指すために、5項目の施策を取りまとめているが、生物多様性は「生活水準の標準化と持続可能性の増進」における重点課題のひとつとして位置づけられており、その適切な保全と利用を図ることが明記されている。

3) さらに、本プロジェクトが対象とするサバ州では、生物多様性の保全と利用に関する施策を具体的に推進するため、2000年にサバ州生物多様性条例を制定し、生物多様性に関する施策の意思決定機関としてサバ州生物多様性評議会の組織化と、評議会の指示下で実務を担当するサバ州生物多様性センターの設立を明記している。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け (プログラムにおける位置付け)

以下のとおり、本プロジェクトは、我が国援助政策及び JICA 国別事業実施計画と照らして、それらの方針に合致したものである。

1) 平成14年度に作成されたマレーシア国別援助計画では、既に相当程度の経済発展段階にあるという認識のもと、将来の援助実施国化も視野に入れ、同国の自助努力のみで課題克服が困難な分野・課題に焦点を当てて支援を行うこととして4つの重点分野を定め、その1つとして、「環境保全と両立する持続的な開発に対する援助」を掲げている。特に環境保全支援として、「ボルネオ島北部における生物多様性保全」、「自然環境に配慮した持続可能な観光開発」、「環境教育」、及び「自然資源の持続的な利用」に言及している。

2) また、平成18年度 JICA 国別事業実施計画における5つの重点分野の1つとして、「環境と持続的開発」分野が挙げられており、本プロジェクトは、開発課題における協力プログラム「環境保全」の中核プロジェクトとして位置付けられる。また、本プロジェクトの協力によって得られた知見を他の開発途上国へ伝える第三国研修の実施が、将来的にマレーシア政府主導で行われることが表明されており、途上国間の格差是正にも貢献すると言える。

(4) 他国機関の関連事業との整合性

以下の通り、他国機関による事業が実施されており、本技術協力プロジェクトは、これらを補完するものと位置付けられる。

1) ハート・オブ・ボルネオ (Heart of Borneo) プログラム

WWF (世界自然保護基金) は、関係3カ国 (マレーシア、インドネシア、ブルネイ) の協力を得て、森林伐採や大規模農業開発により大幅に減少しているボルネオ島の自然環境の保全を目指すハート・オブ・ボルネオ (Heart of Borneo) プログラムを実施している。同プログラムは、関係3ヶ国が共同歩調を取ることで、ボルネオ島の保全を図るものであり、対象とする保全地域は、3カ国合計でボルネオ島全体の31%に達する。なお、同プログラムでは、WWF が現場レベルでの保全活動を直接実施するものではなく、WWF が財政面や技術面で各国に支援を行うものであり、具体的な活動内容については現在各国で検討している段階である。サバ州においては、本プロジェクトの主要なカウンターパート機関であるサバ州主席大臣官房天然資源庁 (NRO) が同プログラムの窓口機関となっているほか、本プロジェクトが対象とするクロッカ

一山脈公園が、同プログラムにおいて重要な対象保全地域として指定されていることから、本プロジェクトの実施は、同プログラムのサバ州における活動の推進に寄与すると言える。

2) その他の他国機関の関連事業

・ Darwin Initiatives : サバ大学において熱帯生物学、生物多様性に関する長期的な研究プログラム、及び波及効果の高い大学教育プログラムの作成を支援している。

・ 地球環境ファシリテーター(GEF)・国連開発計画(UNDP) : サバ州森林局、野生生物局と連携したテングザルの生息地モニタリングを実施している。

4. 協力の枠組み

本プロジェクトは、サバ州における生物多様性・生態系保全のための体制強化を目的とする。具体的には、サバ州生物多様性評議会（以下、「評議会」という）とサバ州生物多様性センター（以下、「センター」という）の機能・能力の強化、フェーズ1で行われた生物多様性・生態系保全活動の維持・発展、生物多様性・生態系保全に関する情報発信と研修実施能力の強化を行う。

〔主な項目〕

1) プロジェクト目標と指標・目標値

サバ州における生物多様性・生態系保全のための体制が強化されるとともに、マレーシアの国内外への知識・情報発信の拠点となる。

【指標・目標値】

- (a) サバ州の生物多様性保全戦略が評議会によって承認される。
- (b) 上記の戦略に従って、xx個の活動が実施される。
- (c) プロジェクトに関連する職員がマレーシア国内外から研修講師として招へいされる。

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

サバ州の生物多様性と生態系保全が強化されるとともに、保全モデルとして国際的に認知される。

【指標・目標値】

- (a) サバ州生物多様性センターの活動費が増加する。
- (b) BBECを通じて構築されたサバ州の保全モデルが、マレーシア国内外に紹介される。

(1) 成果（アウトプット）と活動

アウトプット1 サバ州生物多様性評議会/センターの機能・実施能力が強化される

1-1 サバ州生物多様性評議会が機能している。（実施機関：天然資源庁）

【指標・目標値】

- (a) サバ州生物多様性評議会が計画通りに開かれる（1年に3回）。

【活動】

- 1-1-1 サバ州生物多様性評議会が、フェーズ1の活動結果をレビューし、活動に反映する。
- 1-1-2 生物多様性評議会メンバー（委員）の能力強化を図る。
- 1-1-3 生物多様性評議会の運営を円滑に行う。
- 1-1-4 生物多様性評議会の審議が、サバ州生物多様性センターを始めとする関係機関の活動を有効に調整する。

1-2 サバ州生物多様性センターが設立される。（実施機関：天然資源庁）

【指標・目標値】

- (a) サバ州生物多様性センターの事務所が設立され、明確な役割を持った適切な数のスタッフが配置される。
- (b) センターの活動戦略ができあがる。

【活動】

- 1-2-1 センター設立のための組織（スタッフ人数、場所、予算等）を州政府に提案する。
- 1-2-2 センターの内規、規約などの組織規定を決定する。
- 1-2-3 センターの活動戦略を策定する。
- 1-2-4 センター職員的能力向上に資する活動を実施する。

1-3 サバ州の生物多様性・生態系保全に関する活動が、サバ州生物多様性センターによって、管理、調整されている。（実施機関：天然資源庁）

【指標・目標値】

- (a) 優先順位付けされた重点課題のリストが取りまとまる。
- (b) センターの行動計画が策定される。
- (c) サバ州生物多様性保全戦略が公表される。
- (d) 行動計画に基づいた活動がセンターによって実施・運営される。

【活動】

- 1-3-1 サバ州生物多様性条例の第9条に規定されているセンター機能のうち、当面の重点課題を抽出、優先順位付けを行う。
- 1-3-2 上記で抽出された課題についての行動計画を策定する。
- 1-3-3 上記行動計画に基づいた活動を実施する。
- 1-3-4 サバ州の生物多様性保全戦略を策定する。
- 1-3-5 センターの年次報告書を作成・公表する。

2 生物多様性・生態系保全活動が継続され、適切に実施される

2-1 州立公園、野生生物保護区、森林保護区などの保護地域が、サバ州生物多様性センターによる調整を通じて、適切に管理されている。（統合保護管理⁷）（実施機関：公園局、野生生物局、

森林局、土地調査局等)

【指標・目標値】

- (a) xx 箇所の CUZ サイトが機能する。
- (b) キナバタンガン河・セガマ河流域の全体又は一部が、ラムサール条約の登録湿地として公式に申請される。

【活動】

- 2-1-1 CUZ に重点を置いて、クロッカー山脈公園を管理し、CUZ の概念を他の保護区へ紹介する。(公園局)
- 2-1-2 住民参加型保全活動や地域型エコツアーに重点を置いたセガマ河下流域における管理計画を実施する。(野生生物局)
- 2-1-3 キナバタンガン河・セガマ河流域においては、点在する野生生物保護区及び森林保護区を含めた流域全体を管理するための計画を策定する。
- 2-1-4 上述の流域管理計画を基に、生物多様性保全の観点から重要と考えられる既存の保護区周辺の新しい保護区設置案をサバ州政府に対して提案する。
- 2-1-5 生物多様性の保全をより強化するため、上述の流域管理計画に基づいて、流域内の重要な湿地をラムサール条約の登録湿地として申請する。(2-1-3～2-1-5 については、公園局、野生生物局、森林局、土地調査局等で実施)

2-2 保護地域管理のための研究・教育が推進されている。(研究・教育⁸) (実施機関：サバ大学)

【指標・目標値】

- (a) xx 箇所の調査報告書・論文が発行される。
- (b) セミナーやワークショップが xx 回開かれる。

【活動】

- 2-2-1 生物多様性・生態系保全活動につながる調査を実施するとともに、結果を教育活動に用いる。
- 2-2-2 外国の研究機関や大学との連携を強化する。
- 2-2-3 生物多様性センターへの情報提供を行う。

2-3 フェーズ1にて策定されたサバ州環境教育政策が実施・モニタリングされている。(環境啓発⁹) (実施機関：科学技術室)

【指標・目標値】

- (a) 環境教育政策が評議会によって承認される。
- (b) 追加で、xx 個の環境教育教材が開発される。
- (c) 環境教育のターゲットグループが、xx 回活動を実施する。

【活動】

- 2-3-1 生物多様性・生態系保全の政策を踏まえた環境教育政策の実施計画を策定する。

2-3-2 上記の実施計画に基づいて環境教育活動を実施する。

2-3-3 環境教育活動のモニタリングと評価を実施する。

3 生物多様性・生態系保全に関する情報発信と研修実施能力が強化される

3-1 生物多様性センターを中心に、サバ州政府の関係機関が、生物多様性・生態系保全に関する研修を、プロジェクトの成果を踏まえて、近隣地域の職員や機関に対して実施するようになる。(実施機関：天然資源庁)

【指標・目標値】

(a) サバ州政府機関、サバ大学や他の関連機関が xx 回研修を実施する。

【活動】

3-1-1 現地研修のニーズ収集、研修プログラム策定、サバ州関係機関への研修を行なう。

3-1-2 近隣地域の研修ニーズに関する情報を収集する。

3-1-3 近隣地域に対して適応可能なサバ州の知見や経験を再検討する。

3-1-4 研修プログラムを策定し、近隣地域の職員や機関に対して実施する。

3-1-5 研修を評価し、研修プログラムに反映させる。

3-2 生物多様性・生態系保全活動に関する知識や情報が、生物多様性センターを中心として、マレーシア国内外に発信されるようになる。(実施機関：天然資源庁)

【指標・目標値】

(a) 多様なマスメディアがサバ州の生物多様性・生態系保全活動を xx 回報道する。

【活動】

3-2-1 マレーシアにおいて民間企業や NGO によって実施されている生物多様性・生態系保全活動を再調査する。

3-2-2 情報普及のための戦略を策定する。

3-2-3 新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイトなどのメディアを通じ、プロジェクト活動とサバ州における生物多様性・生態系保全に関する情報を発信する。

(2) 投入 (インプット)

1) 日本側 (総額 約 4.8 億円)

・ 専門家派遣 (合計 282M/M 程度を想定)

長期専門家：4 名 (チーフ・アドバイザー、統合保護区管理、組織制度強化、業務調整)

短期専門家：次の分野を想定 (エコツーリズム、研究・分類学、環境教育、ラムサール登録・流域管理)

・ 研修員受け入れ (総額 約 15 百万円)

本邦研修：年間 3 名程度

・ 供与機材 (総額 約 20 百万円)

教材作成用機材、実験用資器材、PC 一式、書籍など

- ・在外事業強化費（総額 約 65 百万円）
モニタリング調査費用、研修実施経費（コストシェア）等

2) マレーシア側

- ・カウンターパート配置（約 140 名）
- ・施設：プロジェクト活動に必要な土地・建物・施設、電話回線、専門家執務室等の提供
- ・その他：研修実施経費（コストシェア）、活動実施に必要なローカル・コスト等

(3) 外部要因（満たされるべき外部条件）

1) 前提条件：サバ州が、サバ州生物多様性評議会/センターに関する活動を開始するための法的な基盤のもと、予算・人員等の措置を行うことを表明する。

2) 外部条件：

- ・マレーシア国、サバ州の生物多様性・生態系保全政策に大幅な変更がない。（プロジェクト目標レベル）
- ・アウトプット：カウンターパート機関の大幅な組織改編がない。（アウトプットレベル）
- ・カウンターパート機関への配賦予算が大幅に減少しない。（活動レベル）
- ・核となるカウンターパート機関スタッフの人事異動が最低限である。（活動レベル）
- ・サバ州政府が生物多様性評議会/センターの組織体制を正式に承認する。（活動レベル）

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性

以下の観点から妥当性は十分確保されていると判断された。

- ① マレーシア連邦政府およびサバ州では自然環境の保全と持続的な利用について高い優先順位を置いており、本プロジェクトは政策面で十分整合性が取れている。
- ② 世界有数の生物多様性・生態系を有する一方、過度の森林伐採、オイルパーム農園の造成などにより、自然環境の荒廃が進みつつあるサバ州を対象として技術協力を実施することは、外務省の対マレーシア国別援助計画および生物多様性を保全するという世界的なニーズに合致している。

(2) 有効性

以下の観点から、有効性は、十分なレベルと判断された。

- ① 本プロジェクトは、フェーズ 1 で達成された成果を踏まえた計画内容となっており、フェーズ 1 で能力向上が図られた関係機関が継続して参加する計画である。
- ② サバ州の生物多様性条例は既に制定されており、本プロジェクトが目指す目標や方向性について、フェーズ 1 や今回の事前調査での議論などを通じてサバ州官房長をはじめ関係者の共通理解が醸成されている。

(3) 効率性

以下の観点から、効率性は、十分なレベルと判断された。

- ① フェーズ 1 で蓄積された知見、リソースを活用できるため、投入量とアウトプット達

成の効率性は高いと判断される。

② フェーズ1と比較すると日本側の投入規模を1/2以下とする一方、マレーシア側の投入を徐々に高めることで合意形成が図られている。

(4) インパクト

以下の観点から十分な正のインパクトを引き出すことが期待できる。

① ケランタン州などマレーシアの他地域から、フェーズ1のカウンターパート機関であるサバ大学に対して自然環境保全への対策について問い合わせがあるなど、フェーズ1のインパクトが発現しつつある。

② 2010年に生物多様性保全条約締結国会議が愛知県名古屋市において開催される予定であり、本プロジェクトの成果を、この会議で発表することなどにより、上位目標への貢献が可能である。

③ ハート・オブ・ボルネオ・プログラムにより、多国間でボルネオ島高地地域全体の自然環境保全への合意形成がなされているため、クロッカー山脈公園でのCUZ活動など、本プロジェクトの成果が近隣国に波及する可能性が高い。

他方、フェーズ1の終了時評価報告書では次のような負のインパクトの発現が懸念されており、プロジェクト活動において留意しておく必要がある。

① クロッカー山脈公園のCUZ利用に関する合意を結んだ村落に対して、地方自治体による生計向上支援が充分に行われない場合、CUZが適正に利用されない可能性がある。

② セガマ河下流域ダガット村（住民主導型エコツーリズム実施村落）へのツアー客が増大し、また村落の組織及び財務管理に関する能力向上支援が十分行われない場合、村落内で軋轢が生じる可能性がある。

(5) 自立発展性

以下の観点からその自立発展性は確保されると判断される。

① 生物多様性評議会、及び生物多様性センターはサバ州生物多様性条例2000により法的に位置づけられており、本プロジェクトの支援によって、それらが機能することにより、サバ州が自ら保全活動を実施する体制が構築される。

② マレーシアの経済状況は安定しており、財政的な自立発展性は確保される可能性が高い。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

ボルネオ島に位置する東マレーシアは、世界で最も生物多様性の高い地域の一つであり、本プログラムは、地球規模的な課題である豊かな自然環境の保全を目指すものである。フェーズ2においても、フェーズ1同様に、公園内において住民が利用可能なゾーニングであるCUZ、エコツーリズムによる村落開発や生計向上、住民への名誉野生生物保護官の任命等、自然資源に依存した伝統的な生活を送る貧困層の住民に配慮した活動を継続、発展させていく。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

フェーズ1では、サバ州の行政トップである官房長をプロジェクト・ダイレクターとしたことによって、これまで協働で活動を行う機会がほとんどなかった多くの政府機関や関係者が、共通の目標に向かって活動することが可能になり、保護区内における大学の調査が可能になるなど、セクター毎のアプローチでは得られなかった効果を生物多様性・生態系保全活動において示すことができた。

フェーズ2では、サバ州の省庁・部局の縦割り構造を超えた保全活動を行うこのアプローチをより強化するため、サバ州官房長の下で、森林局、土地調査局、サバ州生物多様性センターなどの生物多様性・生態系保全に重要な部局を、実務レベルにおいて統括・調整する立場にある天然資源庁を、新たに主要なカウンターパートとした。これにより、フェーズ1の終了時評価時に課題として挙げられた「サバ州における行政上の生物多様性保全体制の確立・強化と自立発展性の確保」を、より目指した設計となっている。

8. 今後の評価計画

中間評価 : 2010年2月頃

終了時評価 : 2012年2月頃

事後評価 : 協力終了3年後を目処に実施予定

¹ フェーズ1では、4つのコンポーネント（研究・教育、公園管理、野生生物生息域管理、及び環境啓発）のそれぞれを、ひとつのプロジェクトにとらえ、多様な活動を統括的に推進していくことをコンセプトとした「プログラム・アプローチ」により、プログラムという名称をプロジェクト名に使用しており、フェーズ2でも、引き続きこの名称を使用することとした。

² Sabah Biodiversity Enactment 2000: サバ州では、生物多様性の保全と利用に関する施策を具体的に推進するため、サバ州生物多様性条例（Biodiversity Enactment 2000）を制定し、その中で、生物多様性の保全と利用に関する意思決定組織として、サバ州政府および関係機関で構成されるサバ州生物多様性評議会（Sabah Biodiversity Council）の組織化と、評議会の指示下で実務を担当するサバ州生物多様性センター（Sabah Biodiversity Centre）を設立することを明記している。

³ Sabah Biodiversity Council: サバ州生物多様性評議会の任務・役割は、「生物資源の保全と持続的利用を州政府に助言する」、「生物資源・生物多様性の保全調査と持続的利用について連邦政府、州、地方政府の調整を行う」、「生物資源・生物多様性の保全、研究、持続的利用について地域、国際的活動の調整を行う」などである。

⁴ Sabah Biodiversity Centre: サバ州生物多様性センターの任務・役割は、「州の生物多様性に関する情報を政府および政府によって承認された機関に提供」、「製菓その他特定目的のための州の生物資源利用に関する科学研究ガイドライン、政策決定を含む州の生物多様性の利用管理」、「生物分類学的調査、採集、データ解析の計画作成」、「研究者のネットワーク作り」、「州内、州外の関連機関との連携促進」などである。

⁵ 従来、公園内における住民の土地利用は認められていなかったが、本制度によって、公園内における住民の限定的な土地利用が認められることになった。本制度の導入は、住民の土地利用が条件付で認められることによって、住民生活が保障され、住民生活に配慮されたものであると同時に、住民がパトロール等の活動に参加するといった、参加型公園管理を行うサバ州における初めての事例となっている。なお、サバ州公園局は、CUZの考えを反映させて改定されたサバ州公園条例（2007年3月改定、4月施行）を基に、先行して実施している村落をモニタリングした上で、今後、CUZを段階的に広げていくことを考えている。なお、本制度の概要は以下の通りである。

(1) 区分について:

CUZでは、村落ごとに住民が許可されている事項が定められており、居住エリア（Settlement Area）、耕作エリア（Cultivation Area）、自然資源採取エリア（Natural Resource Collection Area）とに分かれている。

(2) 許可事項について:

・居住エリア: 住民の居住（住民の居住権は30年間認められており、30年後に再度見直すことになる。また、居住人数は、増加が生じた場合には常に公園局をはじめとする関連する機関に報告をする義務があり、公園局はそ

の内容をモニタリングする。なお、居住人数の制限については、特に定められていない。)

・耕作エリア：稲作（稲作は科学肥料の利用ができず、有機肥料の利用が求められている。移動耕作も認められていない。)

・自然資源採取エリア：河川での漁獲（河川での漁獲は、伝統的な仕掛けを使った小規模な漁のみ認められている。鳥獣の捕獲は基本的に禁じられており、耕作地を荒らす危険がある場合にのみ、イノシシの捕獲を認めてられているが、鳥類は捕獲が禁じられている。なお、目的を問わず、植物採取、木材の伐採は禁じられているが、例外的に、薪としての利用は認められている。)

⁶ Convention on Biological Diversity (CBD) : 1992年5月のリオサミットにおいて「生物多様性条約」が合意され、現在、日本を含む約190ヶ国が加盟している。先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることになっている。

⁷ フェーズ1を実施した際の公園管理コンポーネントと野生生物生息域管理コンポーネントについては、これまでは枠組みに入っていなかった森林局や土地調査局も含めて、森林保護区など各種保護区の管理をサバ州全体で統合的に検討することとした。

⁸ フェーズ1で「研究・教育コンポーネント」として実施していた活動は、マレーシア側によって継続する。プロジェクトでは、研究機関間連携など新たな取り組みを短期専門家ベースで行う。

⁹ フェーズ1で「環境啓発コンポーネント」実施していた活動は、マレーシア側によって継続する。プロジェクトでは、環境教育政策の実施などの新たな取り組みを短期専門家ベースで行う。